



令和4年度の労働保険料について、以下の赤字のとおり変更になります。

- 1) 令和4年4月から、事業主負担の保険料率が変更になります。
- 2) 令和4年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率が変更になります。
※年度の途中からの変更となりますのでくれぐれもご注意ください。

○令和4年4月1日 ~ 令和4年9月30日

事業の種類	負担者	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
		① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	失業等給付・育児休業給付の保険料率	
一般の事業		3/1,000	6.5/1,000	9.5/1,000
(3年度)		3/1,000	6/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		4/1,000	7.5/1,000	11.5/1,000
(3年度)		4/1,000	7/1,000	11/1,000
建設の事業		4/1,000	8.5/1,000	12.5/1,000
(3年度)		4/1,000	8/1,000	12/1,000

(枠内の下段は令和3年度の雇用保険料率)

○令和4年10月1日 ~ 令和5年3月31日

事業の種類	負担者	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
		① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	失業等給付・育児休業給付の保険料率	
一般の事業		5/1,000	8.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業		6/1,000	10.5/1,000	16.5/1,000

くるみん認定・プラチナくるみんの認定基準が改正されました
～ 新しい認定制度「トライくるみん」「プラス」を創設 ～

令和4年4月1日から次世代法の認定制度が改正されています。

【改正の主なポイント】

1) くるみんの認定基準とマークの改正

改正① 男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されました。
男性の育児休業取得率 改正前 7%以上 ⇒ 改正後 10%以上
男性の育児休業等・育児目的取得率 改正前 15%以上 ⇒ 改正後 20%以上

改正② 認定基準に、男女の育児休業取得率等を厚労省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表することが新たに加わります。

2) プラチナくるみんの特例認定基準の改正

改正① 男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されました。
男性の育児休業取得率 改正前 13%以上 ⇒ 改正後 30%以上
男性の育児休業等・育児目的休暇取得率 改正前 30% ⇒ 改正後 50%以上

改正② 女性の継続就業に関する基準が改正されました。
出産した女性労働者及び出産予定だったが退職した女性労働者のうち、子が1歳時点在職者割合 改正前 55% ⇒ 改正後 70%

3) 新たな認定制度「トライくるみん」の創設

認定基準は、改正前のくるみんと同じです。
※トライくるみんを受けていれば、くるみん認定を受けていなくても、直接、プラチナくるみん認定を申請できます。

4) 新たに不妊治療と仕事の両立に関する認定制度「プラス」の創設

くるみん認定、プラチナくるみん認定、トライくるみん認定の認定基準に合わせて下記の基準を満たす場合にプラスマークとなります。

- ① 次の1及び2の制度を設けていること
 1. 不妊治療のための休暇制度
 2. 不妊治療のために利用することができる次のいずれかの制度
半日単位・時間単位有給、所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制
短時間勤務、テレワーク
- ② 不妊治療と仕事との両立に関する方針を示し、講じている措置の内容とともに社内に周知していること。
- ③ 不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取り組みを実施していること。
- ④ 不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じる担当者を選任し社内に周知していること。

フクシマ社会保険労務士法人

労働保険事務組合 広島経営者同友会 / 広島一人親方同友会

〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F

TEL: 082-293-8102 FAX: 082-293-8104

E-mail: info@jinji-fuku.jp URL: http://www.jinji.fuku.jp

